

「障害者基幹相談支援センター運営法人募集に向けた基本的な考え方」について(Vo. 2)

《質問に対する回答》【その2】

	質問	回答
1	<p>名古屋市障害者相談支援体制を十分なものとするためには、現行の障害者地域生活支援センターを再編し障害者基幹相談支援センターを各区1か所に設置するのではなく、現行の障害者地域生活支援センターを残しつつ、市内を4ブロックに分けてブロックごとに障害者基幹相談支援センターをそれぞれ1か所設置する3層構造とすべきと考えるが、いかがか。※別紙参照</p>	<p>平成24年度から計画相談が始まり、また、障害者の相談支援へのニーズが多様化していくなかで、本市における相談支援体制の一層の充実を避けては通れない課題と考えておりました。予算要望等でも基幹相談支援センターの設置の必要性をお聞きするところでもあり、相談支援体制の強化を図るため、障害者基幹相談支援センターへの移行を判断したものでございます。今年度は、平成26年4月に障害者基幹相談支援センターを市内16か所の設置に向けた準備経費の予算をお認めいただいているところでございます。ご提案の3層に渡る相談支援体制は、相談体制充実の方策の一つであると思われませんが、平成26年度からはまずは本市16か所設置を進めてまいりたいと思いますのでよろしく願います。</p>

※本事項について、市側で掲載をもらしておりましたので追加で掲載いたしました。